



Title	公法判例研究
Author(s)	渡部 毅
Citation	北大法学論集, 46(2), 159-170
Issue Date	1995-09-04
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/15617">http://hdl.handle.net/2115/15617</a>
Type	bulletin (article)
File Information	46(2)_p159-170.pdf



[Instructions for use](#)

# 公法判例研究

渡部 毅

特定の者が宗教団体の宗教上の地位にあることに基づき、当該団体の代表役員の地位にあるか否かが争われた訴訟における裁判所の審判権

最高裁判所第三小法廷平成五年九月七日判決、判例時報  
一五〇三号三四頁

## 【事実】

$Y_1$ （宗教法人日蓮正宗）に包括される各末寺の住職等である

$X$ らは、 $Y_1$ 並びにその管長・代表役員 $Y_2$ に対して、 $Y_2$ が宗教法人 $Y_1$ の管長・代表役員たる地位を有しないことについて確認を求めて訴えを提起した。

$Y_1$ の内部準則によれば、一宗を総理する管長および $Y_1$ を代表し事務を総理する代表役員の地位には、信仰上の最高権威者たる法主の地位にあるものを充てるとされている。代表役員は、宗教法人法に基づいて設立された宗教法人を代表する地位である。その一方で、法主は、日蓮正宗の最高権威者をさす宗教上の地位である。そして、 $Y_2$ が代表役員及び管長の地位にあるか

どうかを判断するためには、法主の地位にあるかどうかを判断する必要がある。原告らの主張はこの法主の選定は現法主による次期法主の指名である「血脈相承」という手続によるとされているが、 $Y_2$ の法主の就任については「血脈相承」という選定行為が存せず、 $Y_2$ は $Y_1$ の管長・代表役員たる地位を有しないと主張している。

第一審判決（静岡地判昭和五八年三月三〇日判時一〇八一号三八頁）はXらの訴えを不適法として却下した。その理由は大要次のとおりである。宗教上の地位である法主の地位の存否の確認を求めることはできない。しかし宗教法人の管長などの地位の存否を判断する前提問題としては、その判断の内容が宗教上の教義やその解釈にかかわらずに限り、裁判所はその地位の存否について審理、判断できる。本件の法主就任手続では、現法主が血脈相承を受けたか否かを判断しなければならないが、この判断は宗教上の教義や信仰に影響することが明らかであり、宗教団体の自治的解決に委ねることが憲法二〇条の趣旨に沿う。本件は具体的な権利義務または法律関係に関する紛争の形式を取った宗教上の争いといえるから、法律上の争訟に当たらない。

Xらが控訴したが、原判決（東京高判昭和六〇年一月二二日判時一一七三号一四頁）は控訴を棄却した。その理由として

次のようにいう。特定人が管長・代表役員の地位についているかどうかは、信仰活動以外の面で宗教団体構成員の権利に影響する問題であるから法律上の利益が認められる。しかし、管長・代表役員の地位の存否を争う適格および法律上の利益を有する者は、当該宗教法人、当該地位にあることを主張する者自身、次期法主の選定を協議する権能を有する者に限定される。末寺の代表役員であるXらは $Y_2$ の管長・代表役員たる地位の存否を争う適格・法律上の利益を有しない。この点で本案判決の要件を欠く。そこでXらは上告。

#### 【判旨】

上告棄却。ただし、反対意見がある。

「特定の者が宗教団体の宗教活動上の地位にあることに基づいて宗教法人である当該宗教団体の代表役員の地位にあることが争われている場合には、裁判所は、原則として、右の者が宗教活動上の地位にあるか否かを審理、判断すべきものであるが、他方、宗教上の教義ないし信仰の内容にかかわる事項についてまで裁判所の審判権が及ぶものではない（最高裁昭和五二年（オ）第一七七号同五二年四月一〇日第一小法廷判決・裁判集民事一二九号四三九頁参照）。したがって、特定の者の宗教活

動上の地位の存否を審理、判断するにつき、当該宗教団体の教義ないし信仰の内容に立ち入って審理、判断することが必要不可欠である場合には、裁判所は、その者が宗教活動上の地位にあるか否かを審理、判断することができず、その結果、宗教法人の代表役員の地位の存否についても審理、判断することができないことになる。この場合には、特定の者の宗教法人の代表役員の地位の存否の確認を求める訴えは、裁判所が法令の適用によって終局的な解決を図ることができない訴訟として、裁判所法三条にいう『法律上の争訟』に当たらないというほかない。

「日蓮正宗においては、法主は、宗祖以来の唯授一人の血脈を相承するものであるとされているから、日頭が法主の地位にあるか否かを審理、判断するには、血脈相承の意義を明らかにしたうえで、同人が血脈を相承したものであるということができようかを審理しなければならない。そのためには、日蓮正宗の教義ないし信仰の内容に立ち入って審理、判断することが避けられない・・・。そうであるとする、本件訴えは、結局、いずれも法律上の争訟性を欠き、不適法として却下を免れない。」

#### 大野裁判官の反対意見

「法主の『選定』があったか否かは、『血脈相承』それ自体を判断しないでも、『選定』を推認させる間接事実（例えば、責

任役員らによる承認、新法主による儀式の挙行と列席者の承認など）の存否を主張立証させることによって判断することが可能である。『選定』の直接事実は『血脈相承』であり、それは裁判所の判断すべき事項ではないが、右例示の間接事実は、教義、教理の内容にわたるものではなく、裁判所にとって判断可能な社会的事実であり、これらの事実の存否によって、裁判所は日頭が宗教法人たる日蓮正宗の代表役員であるか否かを判定することが可能であり、また必要である」とし、原判決を破棄し、第一審差戻しすべきものとした。

#### 【評釈】

##### 一. 本件の特殊性

裁判所は憲法七六条一項によって司法権を有するが、その固有の権限に基づいて審判しうる対象は、裁判所法三条にいう「法律上の争訟」に限られる。したがってこれに当たらない訴訟は請求内容の当否判断である本案判決をするための前提を欠くことになり、請求は不適法として却下されることになる。

そのため「法律上の争訟」に当たるかどうかは、憲法三二条で保障されている「裁判を受ける権利」を実現するために重要な意味をもつことになる。ここでいう「法律上の争訟」である

ためには二つの要件が必要とされている。すなわち、①当事者の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する訴訟である(狭義の事件性)、②それが法律の適用によって終局的に解決し得べきもの(法律性)という二要件である(最一小判昭和二十九年二月一日民事八卷二四一九頁、最一小判昭和三十一年二月一七日民集一〇卷二二八八六頁など)。これは確立した判例である。

本件は宗教団体の代表役員たる地位及び管長たる地位について、その確認が争われたものである。本判決はいずれの地位の確認についても裁判所の審判権は及ばず、法律上の争訟に当たらないとした。

これまでも宗教団体内部の紛争がさまざまな権利義務関係ないし法律関係の存否の確認請求の形をとって裁判所に持ち込まれているが(多数の下級審判例について、松浦馨「宗教上の地位・信仰対象をめぐる訴訟と法律上の争訟」民商九四卷二二〇三四頁、三三三六九頁、伊藤眞「宗教団体の内部紛争と審判権」判タ七一〇号四頁、片井輝夫「法律上の地位の前提たる宗教上の地位と裁判所の審判権」判タ八二九号四頁など)、それらと比較すると本件では二つの特色を指摘できる。

第一に、本件では地位の確認が争われるに際し、その争点と

されたのは「血脈相承」という儀式について裁判所による審理が及ぶのかという点である。このように宗教法人上の地位もしくはは宗教上の地位に関する紛争の前提として、宗教上の儀式が争点となった事例は日蓮正宗を巡る一連の紛争に多く見られるが、本件もその一例である(いずれも血脈相承に関して、東京地判平成三年三月二三日判タ六九三三七五頁、横浜地裁小田原支判昭和六〇年六月四日判時一一七二号九四頁、東京地判平成元年四月一三日判タ七〇三三二四九頁など)。

第二に、本件では管長という地位の確認が争われた点である。種徳寺事件最高裁判決において宗教上の地位であると判断されたのは住職の地位のみであった。ところが蓮華寺事件最高裁判決では「宗教団体内部における宗教活動上の地位としての宗教上の主宰者である法主、管長又は住職たる地位(これらの地位が法律上の地位でないことについては、最高裁昭和五一年(オ)第九五八号同五五年一月一日第三小法廷判決・民集三四卷一〇一頁参照)」とし、種徳寺事件判決で宗教上の地位とされた範囲を傍論で拡大していた。本件では原審において「管長は団体法上の地位と宗教上の地位とを併有するもの」と認定されているが、本判決では管長の地位に対する明確な判断は明らかでない。ただしこの点は事案としての特徴に過ぎないといえよ

う。なぜなら本件における争点は儀式に関する審判権の存否に限定されているからである（他に管長の地位が宗教上の地位と法律上の地位を併有するものとした例として横浜地裁小田原支判昭和六〇年六月四日判時一一七二号九四頁など）。

## 二、類似例における血脈相承に対する判断方法

日蓮正宗に関する一連の訴訟においては、本件のような管長・代表役員の地位不存確認訴訟であれ、建物の明渡請求や末寺の代表役員の地位確認請求が争われている訴訟であれ、現在管長の地位にあると主張している者が法主の地位に就任したのかどうかについての判断が求められる。なぜなら、これらの請求の当否を判断するためには、懲戒（擯斥）処分効力の有無を明らかにする必要があるからである。その際処分権者の処分権限の有無が問題になり、その権限の有無は処分者が管長の地位に就任していたか否かによることになる。そして日蓮正宗では、法主に就任すれば管長に就任するといういわゆる「充て職」制がとられていることから、法主の地位に就任したか否かが問題になるわけである。

日蓮正宗の宗規によると、法主の選定については、「法主は、必要を認めるときは、能化のうちから次期の法主を選定する

ことができる。但し、緊急やむを得ない場合は、大僧都のうちから選定することができる」（一四條二項）、「法主がやむを得ない事由により次期法主を選定できないときは、総監、重役及び能化が協議して第2項に準じて次期法主を選定する」（一四條三項）と定められている。そこで法主の地位に就任したか否かの判断に当たってはこの規定をどのように解釈するにかにかか

る。本件で最高裁は、ここにいう「選定」とは、血脈相承という宗教的儀式によるものであるとした。そしてある者が法主の地位にあるか否かを審理、判断するには、血脈相承の意義を明らかにしたうえ、同人が血脈を相承したものであるということができるとして、かような内容を審理しなければならないとしつつ、その内容や存否は日蓮正宗の教義に立ち入らずには判断できず、法律を適用して解決できる問題ではなく、法律上の争訟に当たらないとしたのである。

ところで、本件は包括宗教法人である日蓮正宗またはその被包括宗教法人である全国各地の末寺と、その代表役員との間で繰り上げられた一連の紛争のひとつである。そしてそれらの紛争においても、建物明渡請求あるいは代表役員地位確認請求の当否の判断の前提として、血脈相承について判断がなされてい

る。それらの判断方法は、本件を考慮するうえで何らかの示唆があるであろう。以下では本件とそれら類似のケースにおいて血脈相承の存否についての判断方法について検討する。

本件第一審判決では、法主の選任要件を「血脈相承」であると認定している。そして血脈相承という宗教上の行為は、日蓮正宗の教義、信仰等に深くかかわるものである。その事実の存否の判断は裁判所による公権的解釈によるべきではない。したがって宗教団体内部の自治的解決にゆだねるべきであるとし、法律上の争訟性を否定した（同様の判断をしたものとして大阪高判昭和六一年五月六日判時一二〇七号六一頁）。

蓮華寺事件第一審判決（大阪地判昭和五九年九月二八日判時一一四五頁八一頁）でも法主の選任要件を血脈相承であるとした。しかしそれは社会的事実の側面を有しているから裁判所の審理、判断の対象となるとする。そして、Aが血脈相承を授けられた旨の発表をしたこと、通夜の席上その発表に異議を唱える出席者がいなかったこと、一年以上も誰からも異議を唱えられなかったことなどのいくつかの間接事実からその存在を認定した（本件大野裁判官の反対意見もこれと同様の判断方法を示唆している）。

ところが、白蓮院事件第一審判決（東京地判平成元年三月二

三日判タ六九三号七五頁）においては、学説上「自律結果受容論」と呼ばれる考え方が採用され、実体判断がなされた。すなわち、血脈相承の存否につき裁判所が直接審理、判断することは教義にかかわらざるをえず、それについて判断することは信教の自由を侵すおそれがある。しかし、ある者が血脈相承を授けられ法主に就任したことを日蓮正宗自身が肯認しているか否かについては判断することが可能である。そして裁判所は宗教団体の自律的な結論を尊重して実体判断すればよいとする（これと同様の判断をしたものとして松江地判平成元年四月二七日判時一三〇七号一二九頁、京都地判平成元年五月二五日判タ七一五号二二四頁、青森地判平成元年六月二七日判タ七一四号二三八頁、水戸地裁土浦支判平成元年六月二九日判タ七一五号二五四頁<sup>(一)</sup>など）。

このように下級審においては、血脈相承を宗教上の事項として裁判所の審判権が及ばないと判断するもの、間接事実等からその存否を判断するもの、宗教団体の自律的な結果を尊重するものなどに分かれている<sup>(二)</sup>。

思うに法主の選任手続としての血脈相承は、本件被告の主張によれば、一切が秘儀であり、現法主の専権事項であること、さらに血脈相承が行われたかどうかは授けた者と授けられた者

の二人しか分ならず、その存否は外部から全く見えないことも有りうるという。このような内容をもつ血脈相承の存否を、本件のようにそれを授けたとする法主の死亡後において、法主の生前に血脈相承がなされていたという主張がされたとしても、その可否を判断することは非常に困難を伴うものといえよう。本件では血脈相承の存否という裁判所の審判になじまない争点を含むものであり、しかもそれに関する判断は紛争解決のうえでは不可避のものといえる。だからこそ本件で最高裁は不介入の態度を示したのであろう。

これに対して学説上は、紛争を解決する必要性を重視し、却下判決を下すことは「裁判を受ける権利」の否定であるとの主張が多い<sup>(3)</sup>（伊藤眞「宗教団体の内部紛争と裁判所の裁判権」判タ七一〇号四頁、大沢秀介・ジュリ九四八号八七頁など）。確かに宗教団体の内部処分により生活基盤が覆されて裁判所に権利救済を求めているような場合（京都地決昭和五二年五月二〇日判時八六九号八八頁）にはこのような主張も理解できないわけではない。しかし、本件で問題とされたのは宗教団体内部で長期にわたって争われた一連の権力闘争において、管長・代表役員という法律上の地位を訴訟物としつつも、実態はその宗教紛争の決着を図ろうとする意図が垣間見られる事例である。こ

のような紛争の実質に徴すると、最高裁の態度はやむを得なかったのではないかと思われるのである。<sup>(4)</sup>

### 三、審判権が及ばないとされる教義信仰の内容

本件では、管長・代表役員たる地位の前提として、特定人が法主に就任しているのが争われた。そして「血脈相承」という選任手続は審判権が及ばない教義、信仰の内容に当たるとされた。判例、裁判例においては、審判権が及ばない事項として「教義の解釈」、「教義に関する判断」、「宗教上の価値判断」等が挙げられることが多いが、それらは具体的にどのような形で現れるのか。そこで本件と同様に「選任手続」が問題になった事例及び「選任」の裏返しである「罷免処分」にかかわる争いにつき、具体的にどのような事項に判断がなされ、あるいは回避されているのかにつき検討する。

本件と同様に「選任」について争われたものに本門寺事件がある。これは住職選任に関する規定が存在していない寺院において、檀信徒総会の選挙で住職に選ばれた旨主張するXが前任職の意思によって別人が住職の地位を得たと主張する寺院Yに対して、代表役員及び責任役員の地位確認請求を求めたものである。最高裁（最一小判昭和五五年四月一日判時九七



三号八五頁）は、特定人が代表役員であるかどうかの審理、判断の前提として、宗教上の地位の判断ができるとした。そして宗教上の教義にわたる事項であっても、宗教活動上の事由等に対する介入にわたらない限り審理、判断することは構わないとしつつ、「住職選任に関する規則がなく、確立された慣習の存在も認められない以上は、具体的にされた住職選任の手続、方法が寺院の本質及び上告人寺に固有の特殊性に照らして条理に適合したものといえることができるかどうかによってその効力を判断するほかはない」という。本門寺事件では手続問題について判断する際、慣習や条理にまで踏み込んで実体判断するという積極的な姿勢が見られ、本件と対照をなす。しかし、本件と論理的に矛盾しているわけではない。本門寺事件では住職の地位を前提問題として判断する際、「宗教上の教義、信仰に関する事項」に立ち入る必要のないケースと判断されているからである（谷口知平・民事訴訟法判例百選Ⅰ四頁）。この点で本件と区別されよう。さらに司法的救済を与える必要性が強かったうえ、審判範囲を手続事項に限定していることも審判権行使を正当化する理由となろう（小林秀之・判タ七五〇号二三頁）。

「選任」の裏返しである「罷免」処分については多くの裁判例がある。それらにおいては被処分者が懲戒処分の無効を主張

し、その際処分手続の瑕疵、処分事由の不存在、処分内容の相当等が主張されることが通例である。これらの事件は訴訟類型の点で本件とは異なる。しかし、宗教団体の教義や信仰の内容に対する裁判所の審判権の範囲を画するという点においては、本判決の論理を考える際参考になる。

まず住職の懲戒処分が争われた例として種徳寺事件判決（最三小判昭和五五年一月一日民集三四卷一号一頁）がある。この事件は、種徳寺Zの住職であるXが寺を留守がちにして壇徒の葬儀等に支障を生ぜしめ、あるいは婚外女性問題や離婚問題等で壇徒の信頼を失ったという事実があり、それらを処分事由として本山である曹洞宗Y<sub>1</sub>によって住職を罷免されたものである。これに対してXはY<sub>1</sub>に対して罷免事由の不存在を理由にZの代表役員の地位確認請求を提起するとともに、罷免を画策したY<sub>2</sub>、Y<sub>4</sub>に対して、收受できなかったお布施の損失分の賠償及び名誉棄損に基づく慰謝料の支払いを求めた（甲事件）。他方ZはXに対し罷免処分は有効であり占有権を喪失したとして寺院建物の明渡請求を提起したものである（乙事件）。甲事件第一審判決（横浜地裁小田原支判昭和四五年一〇月一六日民集三四卷一号一一頁）は種徳寺を被告としない地位確認請求は訴えの利益を欠くとして却下、損害賠償については実質的違法性を

欠くとして請求を棄却した。乙事件第一審判決（横浜地裁小田原支判昭和四九年四月九日民集三四卷一号二九頁）では、懲戒処分の手続的及び実体的正当性を次のように判断している。

「曹洞宗がXをYの住職の地位から罷免したのは、まさにXがYの檀信徒の大多数の不信任を受け住職罷免の嘆願を受けたことにより、XをYの住職の地位におくのは相当でない」と認定した結果その処分を行ったものである。最高裁も「他に具体的な権利又は法律関係をめぐる紛争があり、その当否を判定する前提問題として特定人につき住職たる地位の存否を判断する必要がある場合には、その判断の内容が宗教上の教義にわたるものであるような場合は格別、そうでない限り、その地位の存否、すなわち選任ないし罷免の適否について、裁判所が審判権を有する」と一般論を述べつつ、本案につき判断している。種徳寺事件では本案判断されたわけであるが、処分事由とされたのは職務怠慢あるいは信用失墜行為という教義や信仰の内容とは全くかわりをもたないものであり、この点で教義に関する紛争であった本件とは明らかに異なる。

これに対して蓮華寺事件判決（最一小判平成元年九月八日民集四三卷八号八八九頁）は、日蓮正宗の末寺である蓮華寺の住職・代表役員であった者Yが懲戒（擯斥）処分を受けたことか

ら、末寺Xが寺院建物の明渡請求訴訟（第一事件）を提起したのに対し、被処分者から、懲戒（擯斥）処分が無効を理由とする代表役員の地位確認請求訴訟（第二事件）が提起されたものであった。この事件では懲戒（擯斥）処分事由が問題になったが、そこではYの言説が日蓮正宗の教義及び信仰の内容を否定する「異説」に当たることが争われた。最高裁は「異説」かどうかの判断は教義、信仰の内容に立ち入ることなくして判断できない性質のものであるから擯斥処分の効力の有無については裁判所の審理判断は許されず、法律上の争訟に該当しないとした。

処分事由として教義に反する「異説」を唱えたことが問題とされた例は多い。そもそもある宗教団体内部において、教義上何が正当であり、何が異端であるかの判断は非常に困難を伴う。時には教義の内容がある程度明確であり、団体外部の人間による判断が可能な場合もあろう。しかし、だからといって、具体的権利義務関係を巡る訴訟の前提問題としての判断であれ、裁判所の介入を許すことは憲法二〇条の建前から問題があるのではないか。とりわけ蓮華寺事件は、日蓮正宗の教義、信仰の在り方と宗教団体の運営の基本にかかわり、宗派を二分して争われた異端紛争であった。最高裁が判断を回避したのはこのよう

な特殊な事情を加味したからであろう。

そしてこの論理は、日蓮正宗第二次処分事件判決（最三小判平成五年七月二〇日判時一五〇三三三頁<sup>5)</sup>）においても支持されている。（ただし自律結果受容論に立脚し、請求の当否を判断すべきであるという佐藤裁判官、大野裁判官の反対意見がある）。

本件はこれをさらに確認したものである。

また、本判決後に出された日蓮正宗第一次処分事件判決（最一小判平成五年一月二五日判時一五〇三三三頁<sup>6)</sup>）では、管長によって出された中止命令に従わなかったことにつき「正当の理由」が存在するかが問題となった。多数意見は懲戒処分<sup>6)</sup>の根拠とされた日蓮正宗の宗規中の「正当の理由」を解釈するに際して、それは日蓮正宗の教義ないし信仰の内容にかかわるものであることは明らかであるとする。そして法律上の争訟性<sup>6)</sup>を欠き不適法とした。それに対して味村裁判官の反対意見は、「正当の理由」の有無の判断について、宗教団体のした懲戒処分<sup>6)</sup>の当否は、当該宗教団体が自治的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特別の事情のない限り、その規範に照らして決すべきであるとする（なお最三小判昭和六三年一月二〇日判時一三〇七号一一三頁参照）。他方三好裁判官の反対意見は、自律結果受容論に立ち、処分事由が教義ないし信仰の内容にわた

る場合には、裁判所が審理判断できない事項については、当該団体が自律的に確認、決定したところに従うのが自律権を尊重するゆえんであるとし、その上でその余の争点について審理判断すべきであるとした。

以上見て来たところからすれば、まず本門寺事件判決であるが、具体的な法律上の権利義務の前提問題として宗教上の地位が判断される際、宗教活動や教義の解釈にわたらない限り、選任手続事項については審判権が及ぶとした。宗教事項にかかわりのない手続問題に審理を限定したわけであり、支持できる。次に「懲戒処分」が問題になった種徳寺事件判決でも本案について判断しているが、ここでも処分事由は宗教性の無い世俗的なものである。これに対して蓮華寺事件は、前提問題として判断が求められているのは「異説」であるかどうかということである。これは、まさに教義そのものの解釈が必要である。そして本件もまた、血脈相承の存否という裁判所の審判になじまない争点を含むものであり、当該争点に関する判断は紛争解決のうえで不可避のものである。さらに、紛争の内容やその背景に鑑みれば、紛争の実質が高度の宗教性を有するという点において、かなり特殊な事例である。そうであるとするれば、却下という判断も致し方なかったと思われる。

最高裁は蓮華寺事件以降この種の紛争につき法律上の争訟に当たらないとする判断に傾斜しているかのように見える。しかし、消極的姿勢を示した一連の判決はいずれも日蓮正宗関連事件であつたということは看過すべきでないであらう。さらに、そのような特殊な事例であるにもかかわらず反対意見が存在している。このことを考えれば、日蓮正宗関連事件以外の事件が係争する際には現在の判断と異なる判断が示される可能性も予想される。そうだとすれば、この問題に関する判例理論はいまだ十分に固まっていなはいえよう。

## 註

(1) 学説では、たとえば新堂幸司「審判権の限界」、『講座民事訴訟法2』（弘文堂・一九八四年）二二頁以下では、ある者が法主に選任されたか否かが血脈相承を受けたかどうかによって決められる場合、血脈相承の存否、意義については宗教上の解釈にわたるものであるから、裁判所が審判できず、この場合選任手続があつても選任があつたか否かは判断できないとしつつ、このような場合であっても法主たる地位が宗教団体の宗教上の代表者でもあつても性質から、法主として選任されたという事実が団体構成員の間で確信されているかどうかという事実を

基礎にして、法主選任の事実を判断することが許されるとする。他に松浦馨「宗教上の地位・信仰対象をめぐる訴訟と法律上の争訟」民商九四卷二号二三四頁／三号三六九頁以下、高橋宏志「審判権の限界について」法教一九九号九〇頁など。

(2) 蓮華寺事件最高裁判決（最二小判平成元年九月八日判時一三二九号一頁）では、法主の選任準則が法的規範か教義的規範かに関する判断を回避して、被処分者の言動が処分事由たる異説であるか否かについて裁判所は審判権を有しないという理由から却下した。これ以後の下級審は、懲戒権者である法主の選任要件を宗教上の行為である血脈相承と認定したうえ、その存否は裁判所の審判権の範囲外とし、さらに、異説か否かについても同様に審判権の範囲外として、これら二つの理由で訴えを却下するものと、最高裁蓮華寺事件判決と同様に、懲戒権者たる法主の選任準則の性質について全く触れないまま、異説か否かについて審判権がないとして訴えを却下するものにと大別される。片井前掲八頁参照。

(3) たとえば、中野貞一郎「司法審判権の限界の確定基準」民商一〇三卷一頁以下では「建物明渡請求権といった世俗的権利の主張が訴訟物となつていて、明け渡さなければならぬのか、それとも、そのままそこに住めるのかを裁判で決めてほしい」と紛争の両当事者が求めている

るのに、裁判所が前提問題の宗教性に対する中立を理由に訴えを却下するとすれば、あとはどうなるのか。宗門内の採決では建物明渡請求権の有無の既判力ある確定も明渡執行の債務名義もなく、事後的な司法審査の余地もないから、自力救済も許されない。とすれば、赤裸々な事実的実行の差等によって一方が他方を押し切るのをひたすら待つということになるが、どうしてそれが正しいといえるだろうか」とする。

(4) 本件に関するものではないが、松村和徳「宗教団体の内部紛争と民事裁判権の限界」中村英郎編『民事訴訟法演習』二一頁(成文堂・一九九四年)は、紛争の実質が個人の生活の崩壊につながる事件と、団体内部の権力闘争が背後にある事件を区別すべきであるとす。そして宗教団体の内部紛争を、「紛争解決の必要性」という観点ではなく、「救済の必要性」という観点から考察しようとする。

(5) 管長より擯斥処分を受けた一〇名の住職らに対し、各寺院から建物明渡を請求し、住職らからは各寺院に対してそれぞれ代表役員及び責任役員の地位の確認を求めた。そこでは懲戒処分の効力が争われ、処分権者たる日頃の管長就任の事実が争われ、その法主たる地位にあることが争われた。

(6) 宗教団体内の路線の対立から法主・管長・代表役員で

あるAを批判する僧侶らが、全国大会を開催しようとしたところ、Aがその開催を中止を命じる日蓮正宗の宗務院命令を出した。この命令を無視して大会を主催し、または参加した僧侶らに対して、その宗規にさだめる「正当の理由なくして宗務院の命令に従わない者」に当たるとして、罷免を含む懲戒処分を行った。末寺宗教法人は、この罷免を受けた僧侶らに対して寺院の明渡請求訴訟を提起。一方被処分者側は末寺宗教法人に対して代表役員

の地位確認を求めた。

なお、本判決の評釈として大石眞・法教一六三号一〇二頁、石川健治・ジュリー一〇四六号一一頁、笹田栄司・憲法判例百選Ⅱ(第三版)三九六頁、坂原正夫・法学研究六七卷一〇号八九頁、宮川聡・判例評論四三四号(判時一五一八号)二〇八頁がある。また関連する研究としては、片井輝雄「法律上の地位の前提たる宗教上の地位と裁判所の審判権——日蓮正宗関連事件判決を巡って——」判タ八二九号四頁、日渡紀夫「審判権の限界についての一試論——宗教団体の内部処分をめぐる紛争を素材として」民商一〇九卷六号九三頁、一一〇卷一六号六一頁。